

県南広域振興局長告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 14 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
サポートセンター NPOえさし	奥州市江刺区豊田 町一丁目 2 番 10 号	奥州市江刺区西 大通り 9 番 8 号	ふれあいステーション「こすもす」	奥州市江刺区稲瀬字 大文字 144	平成 20 年 2 月 1 日
サポートセンター NPOえさし	〃	〃	ふれあいステーション「なのはな」	奥州市江刺区稲瀬字 広岡前 122 番地	〃